

令和 7 年 3 月 3 1 日

一般送配電事業者
送電事業者
配電事業者
担当者 殿

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
電力基盤整備課長

電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置に伴う農地等の転用の取扱いについて

農地法（昭和 27 年法律第 289 号）第 4 条及び第 5 条に基づく送電用電気工作物等（農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 29 条第 13 号に規定するものをいう。以下同じ。）の設置に係る用地取得に伴う農地等（農地又は採草牧草地をいう。以下同じ。）の転用の許可に当たっては、農地法施行規則第 29 条第 13 号及び第 53 条第 11 号により、農地等の転用の許可は要しないとされています。

これらの規定は、電気事業者と農地転用許可権者との間において、農業上の土地利用との調整を十分に行うことを前提に措置されているものになりますので、送電用電気工作物等の設置に係る用地取得に伴う農地等の転用に当たっては、下記により、農業上の土地利用との調整を十分図るようお願いいたします。

なお、別添のとおり、「農地法施行規則第 29 条第 13 号及び第 53 条第 11 号の規定による農地転用許可不要の取扱いについて（周知）」（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 農振第 2962 号）をもって、農林水産省から都道府県農政担当部長に対して農地転用許可不要の取扱いについて通知がなされておりますので、併せてお知らせいたします。

記

- 1 電気事業者は、送電用電気工作物等の設置に係る用地取得前に、別紙に定める事業計画書により、その事業計画について都道府県農地転用担当部局長（農地法第 4 条第 1 項に規定する指定市町村の場合はその部局長）に説明を行い、送電用電気工作物等の設置と土地改良事業等農業関係公共事業及び農作業等による農業上の土地利用との調整を図ること。
- 2 電気事業者は、送電用電気工作物等の設置に係る用地取得が終了した場合は、その用地に含まれる農地等について一覧表を作成し、関係する農業委員会に報告すること。
- 3 電気事業者は、送電用電気工作物等の設置に伴う農地等の転用を行った場合には、送電用電気工作物等の設置作業完了後、速やかに当該用地（施設の敷地（送電鉄塔等の建設用地）を除く。）を原状復帰するとともに、原状復帰した旨を農業委員会に報告すること。

以上

(別紙)

事業計画書

年 月 日
事 業 者 名

1. 事業の名称
2. 事業の目的
3. 事業計画の概要
4. 計画地の概要

(1) 所在 (送電線路にあっては経過する市町村名を記載)

(2) 面積 (概数)

田	畑	小計	採草牧草地	その他	合計

5. 計画に係る農業関係公共事業 (事業毎に記載)

(1) 事業主体

(2) 施工面積

(3) 事業の種類

(4) 施工の時期

(5) 計画地に関する面積

(6) 計画地に関する施設の種類、数量

(7) その他 (開拓事業の場合あっては、建設事業の有無、種類並びに買収、売渡及び成功検査年月日)

6. 調整措置

(1) 農業施設との調整措置

(2) 受益面積減による調整措置

(3) 農薬散布等の農作業に対する障害に関する調整措置

(4) 用地提供者に対する生活再建措置を必要とする場合はその措置

7. 添付図

(1) 事業概要図

(2) 農業関係公共事業区域図（計画地との関係を明示）